

コーポレート・ガバナンス

ニッポンハムグループは、コンプライアンス経営の徹底とコーポレート・ガバナンスの充実を図り、グループ全体の経営の透明性と効率性を高め、企業価値の増大を目指します。

※ 詳しくは、HPをご覧ください。

WEB <https://www.nipponham.co.jp/ir/policy/governance.html>

● コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループの担う社会的責任を果たし、目指す姿である「世界で一番の食べる喜びをお届けする会社」の実現に向けて、当社グループが最適と考えるガバナンス体制を構築し、機能させるため、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を示すとともに、その充実に継続的に取り組みます。

当社グループのコーポレート・ガバナンスは、グループ全体の経営の透明性と効率性を高め、迅速かつ適正な意思決定と業務執行の適正性を確保し、積極果敢な経営判断を可能にするとともにその責任を明確にすることを基本としています。

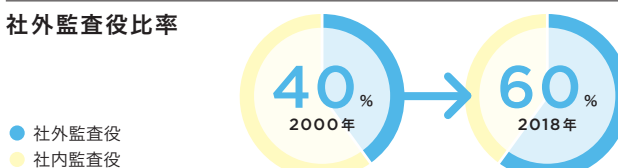
● コーポレート・ガバナンス強化に対する取り組み

- 2003年4月 投融資会議を設置
- 2003年4月 報酬検討委員会を設置
- 2004年4月 ガバナンス会議を設置
- 2006年5月 企業価値評価委員会(現：企業価値向上委員会)を設置
- 2007年4月 リスクマネジメント委員会を設置
- 2008年4月 JSOX評価委員会を設置
- 2009年4月 内部統制・JSOX評価委員会に改称
- 2011年4月 役員指名検討委員会を設置
- 2016年4月 独立社外役員・代表取締役会議、独立社外役員会議を設置
- 2018年4月 CSR推進委員会を設置

社外取締役比率



社外監査役比率



当社は、現在、社内業務執行取締役8名・独立社外取締役2名で取締役会を構成し、経営の透明性を向上させ業務執行の監督及びガバナンス強化に努めています。

● コーポレート・ガバナンス体制

取締役・取締役会

当社では、取締役の「経営監視機能」と執行役員の「業務執行機能」において責任と権限を明確化しています。取締役の員数は、迅速かつ適切な意思決定および取締役会が負う責務の範囲を考慮して3名以上12名以内とし、取締役会の透明性を担保するために、複数名の社外取締役の選任を基本としています。現在は、

取締役10名のうち2名を社外取締役としており、男性9名・女性1名の構成です。取締役の任期は、毎年度の経営責任を明確にする上で1年としています。取締役会は、月1回の開催を例とし、代表取締役社長が議長を務め、最高意思決定機関として法令、定款に定める事項およびその他重要事項を決定します。

経営戦略会議は、月2回の開催を例とし、社外取締役を除く取締役および取締役社長が指名する執行役員で構成され、法令により取締役会の専決とされる事項および取締役会規則に定める経営上の重要事項以外の重要事項の決定、グループ内の連絡調整を行います。

取締役会・経営戦略会議に付議される案件は、必要に応じてそれぞれ月2回開催される投融資会議、ガバナンス会議にて事前の検討を行います。

監査役・監査役会

監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査しています。監査役の数人は、監視機能を十分に果たすために3名以上5名以内とし、3名以上の社外監査役の選任を基本としています。現在は、監査役5名のうち3名を社外監査役

としており、男性5名の構成です。監査役会の構成メンバーには、財務・会計に関して相当程度の知識経験を有する者および弁護士等の法律の専門家を含めるものとしています。監査役会は、月1回の開催を例とし、監査に関する重要な事項について決定を行います。

社外取締役および社外監査役の活動状況

区分	氏名	発言状況	取締役会・監査役会への出席状況
社外取締役	片山 登志子	弁護士としての専門的知見を有し、加えて消費者問題に関する豊富な経験をもとに、コンプライアンス経営、消費者を意識した品質No.1経営の推進に向けた発言を適宜行っています。また、報酬検討委員会の委員長、役員指名検討委員会の委員およびコンプライアンス委員会の委員を務めました。	取締役会23回/23回 (出席率100%)
	高 巖	企業倫理やCSRに関する研究を専門とする大学教授としての専門的見地および国際経済に関する幅広い見識をもとに、健全かつ効率的な経営の推進に向けて、経営全般に対する発言を適宜行っています。また、役員指名検討委員会の委員長、報酬検討委員会の委員および企業価値向上委員会の委員を務めました。	取締役会21回/23回 (出席率91.3%)
社外監査役	大塚 明	弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、公正で客観的な立場から、グループ経営の適法性および妥当性を確保するための発言を適宜行っています。また、報酬検討委員会の委員および企業価値向上委員会の委員を務めました。	取締役会23回/23回 (出席率100%) 監査役会22回/22回 (出席率100%)
	芝 昭彦	弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、公正で客観的な立場から、グループ経営の適法性および妥当性を確保するための発言を適宜行っています。また、役員指名検討委員会の委員およびコンプライアンス委員会のオブザーバーを務めました。	取締役会23回/23回 (出席率100%) 監査役会22回/22回 (出席率100%)
	岩崎 淳	公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、財務会計分野はもとより、経営全般に対する発言を適宜行っています。	取締役会21回/23回 (出席率91.3%) 監査役会20回/22回 (出席率90.9%)

● 取締役会の実効性評価

取締役の意思決定の実効性評価を担保するため、年度終了時に、経営課題の進捗状況、取締役会の構成や運営方法、審議状況などについて自己評価を行い実効性向上に努めています。

実効性評価の方法とプロセス

当社経営陣から独立した関係にある独立社外役員会議において検討した「取締役会の実効性に関する質問票」(アンケート)を全取締役・監査役に配布し、集約結果をもとに取締役会において、実効性の分析・評価を行っています。

調査概要

回答方法 点数評価、自由回答
回答方式 無記名方式
対象者 全取締役・監査役14名

2017年度の取り組み

2016年度取締役会評価を通じて発見された課題

- ① 議案の内容に関する情報提供の早期化
- ② 中長期的な経営方針および経営戦略についての議論の深化
- ③ 役員指名・報酬制度の在り方および代表取締役の後継者計画

課題の解決に向けた取り組み

- ① 事前資料の早期配信や社外役員への事前説明の強化
- ② 「中期経営計画2020」の議論を通じた中長期的な経営方針および経営戦略についての議論の深化
- ③ 経営者に求められる人財像についての議論を通じた後継者計画についての継続検討

その結果、2017年度の実効性評価においては、上記課題のうち①および②については改善されたとの評価を得ました。また、③については、持続的な企業価値向上を図るべく、経営者に求められる人財像として「誠実」「献身」「熟慮」「挑戦」「共感」の5要件を定義いたしました。2018年度においてはこれらの定義の実効性をさらに高めていく必要があると認識しています。

2018年度の取り組み

2018年度、当社では特に評点の低かった「取締役会を支える体制」を強化し取締役会の実効性をさらに高めるため、以下の取り組みを行います。

- (ア) 当社取締役会における議論のさらなる充実化を図るため、新任役員就任時および就任後において、役員に求められる役割と責務等の理解の場を継続的に提供し、取締役会にお

いて十分かつ積極的に発言できる能力を作るためのトレーニングおよび情報提供を進めてまいります。

- (イ) 次世代経営者について、上述5要件を備えた人財を計画的に育成すべく、評価・育成指標を明確にした上で、全社横断的な「選抜」「教育」「異動」プログラムを実施してまいります。

※評価結果は、日本ハム(株)のウェブサイトに掲載している「ニッポンハムグループコーポレートガバナンス基本方針」にて公開しています。

● 任意委員会

経営の客観性と透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、下記の任意委員会を設置しています。

	目的	2018年3月期開催実績
コンプライアンス委員会	ニッポンハムグループが「日本で一番誠実といわれる企業グループになる」という目標を達成するために、ニッポンハムグループ全体のコンプライアンスについて総合的に検討し、取締役会および経営戦略会議に対し提言を行うことを目的とする。	6回(出席率100%)
役員指名検討委員会	取締役候補者・監査役候補者の決定に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的とする。	7回(出席率100%)
報酬検討委員会	役員(執行役員を含む)の報酬の決定に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的とする。	2回(出席率90%)
独立社外役員・代表取締役会議	独立社外役員と代表取締役の忌憚のない意見交換を通して、当社グループの企業価値向上および風土改革提言の場となることを目的とする。	2回(出席率94.4%)
独立社外役員会議	独立した客観的な立場に基づく情報交換と認識の共有を図ることを目的とする。	2回(出席率100%)
企業価値向上委員会	当社と利害関係のない立場で、当社取締役会に対し、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から当社の買収防衛策のあり方や当社グループの企業価値向上のための提言を受けることを目的とする。	4回(出席率90%)
CSR推進委員会	グループ全体のCSRに関する方針、テーマの検討およびCSRに関する各種施策の取組状況の確認を目的とする。	(2019年3月期より新設)

任意委員会の構成(2018年4月1日現在)

● 委員長・議長 ● 委員 ※ 独立役員

地位	氏名	役員指名検討委員会	報酬検討委員会	独立社外役員・代表取締役会議	独立社外役員会議	コンプライアンス委員会	企業価値向上委員会	CSR推進委員会
代表取締役社長	畑 佳秀		●	●		●	オブザーバー	●
代表取締役副社長	篠原 三典	●	●	●		●	オブザーバー	●
代表取締役副社長	井上 勝美			●				●
代表取締役	川村 浩二			●				●
取締役	大社 啓二							●
取締役	木藤 哲大							●
取締役	高松 肇	●				●		●
取締役(社外)	片山 登志子*	●	●	●	●	●		●
取締役(社外)	高 巖*	●	●	●	●		●	●
監査役(社外)	大塚 明*		●	●	●		●	
監査役(社外)	芝 昭彦*	●		●	●	オブザーバー		
監査役(社外)	岩崎 淳*			●	●			

(注) 1. 代表取締役社長畑佳秀氏および代表取締役副社長篠原三典氏は、恣意性を排除する観点から、大規模買付行為(当社議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株式の買付行為)発生時に開催する企業価値向上委員会には、出席いたしません。
 2. コンプライアンス委員会は上記の他に、コンプライアンス部長、社外有識者、労働組合役員代表で構成しています。
 3. 企業価値向上委員会は上記の他に、当社から独立した関係にある外部専門家3名で構成しています。

● 役員報酬

優秀な人材を経営者として登用・確保し、役員の職務遂行が企業価値の最大化につながることを目的に、「透明性」「公正性」および「合理性」の高い報酬体系としています。

役員報酬における「透明性」「公正性」および「合理性」を担保するため、役員報酬の制度構築・運用・水準などについては、社外取締役を委員長とする報酬検討委員会の検討・合議を経て取締役会において決定することとしています。

取締役の報酬は、役位別に定めた標準額に株式取得型報酬を加えた額としており、退職慰労金は支給していません。

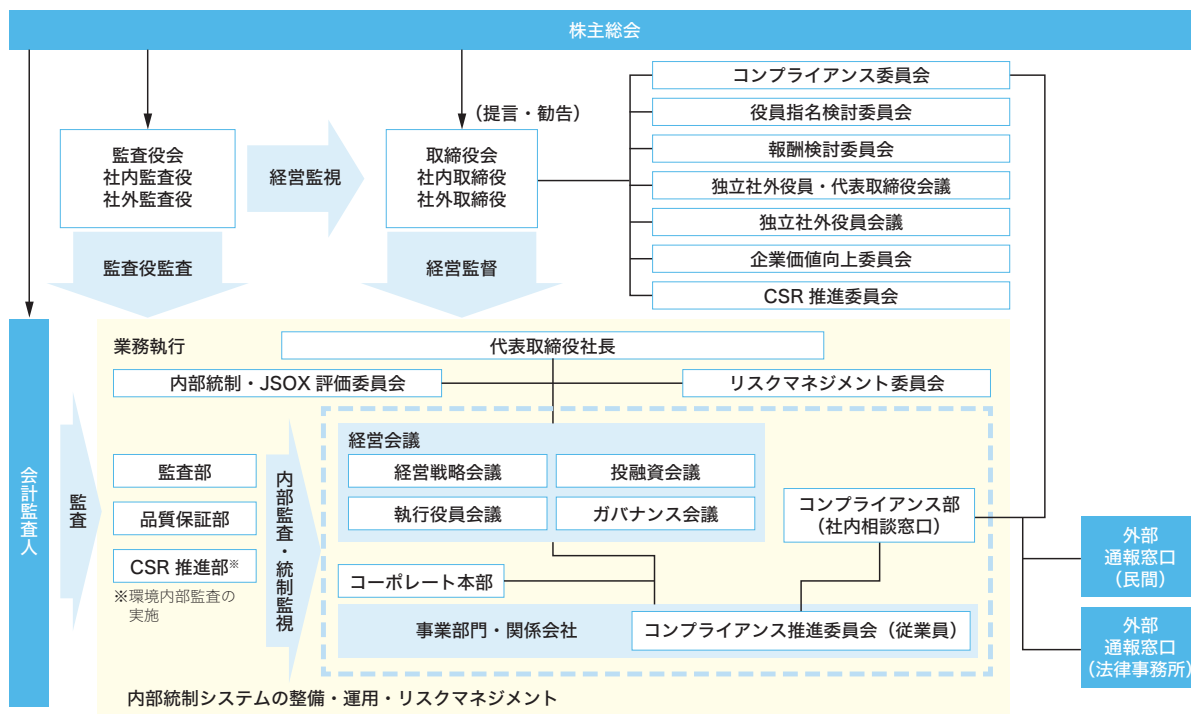
社外取締役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみ支給しており、退職慰労金および株式取得型報酬は支給していません。

また、監査役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしており、退職慰労金および株式取得型報酬は支給していません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	評価報酬	株式取得型報酬	
取締役(社外取締役を除く)	358	242	57	59	8
監査役(社外監査役を除く)	48	48	—	—	2
社外役員	60	60	—	—	5

(注) 取締役(社外取締役を除く)の基本報酬には、評価報酬および株式取得型報酬を含んでいます。



● 監査体制

内部監査および監査役監査

内部監査(監査部に20名配置)につきましては、監査役および会計監査人と連携して、工場・営業所等の往査、国内外の子会社調査等の会計監査および業務監査を実施しています。内部監査の結果は、取締役会に報告され、コンプライアンスの徹底や業務改善に反映されています。

なお、監査部と会計監査人は、会計監査人が内部統制の有効性を評価するにあたって、内部監査の実施状況の理解に資するために協議を行い、また、監査の効率的運用のために監査の結果について相互に報告を行っています。

監査役監査(監査役5名を選任)につきましては、監査役が取締役会・経営戦略会議等に出席し、取締役の職務執行を確認しています。また、監査役はモニタリングの機能を果たし、内部統制の有効性を高めるため、その職務遂行に関連して重要と判断する事項(会計監査人の監査計画に関する事項、監査において判断した会計上の処理および表示に関する事項、監査において発見した事項等)について会計監査人から説明を受け、監査役会が職務遂行上発見した事項や兆候の有無について、会計監査人と適時協議の場を設けています。

● 会計監査

会計監査

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を受けています。また、経理担当部署は、必要に応じて会計監査人と協議を行い、会計処理の透明性と正確性の向上に努めています。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
新免 和久	有限責任監査法人トーマツ
関口 浩一	有限責任監査法人トーマツ
松本 俊輔	有限責任監査法人トーマツ

(注) 1. 会計監査業務に係る補助者は、公認会計士29名、公認会計士試験合格者18名、その他28名です。
2. 継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しています。